破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１８７号
さいたま市見沼区大和田町２丁目844番地１
債務者　宮城　祐太
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
埼玉県鴻巣市栄町５番34号　吉田アパート５号室
債務者　羽鳥　　修
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２９５号
埼玉県朝霞市朝志ヶ丘２丁目８番７号　幸ハイツ202
債務者　知念　　一
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３４６号
埼玉県川口市西川口２丁目16番23―501号　カーサグラン西川口
債務者　佐々木　徹
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４０１号
埼玉県鴻巣市箕田3897番地１　コーポアライC
債務者　齋藤三永子（旧姓若井）
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４０６号
さいたま市見沼区大字御蔵72番地13
債務者　江川　恵子
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４１６号
埼玉県新座市本多１丁目５番18号　ファミオ本多Ｂ棟202村中方、住民票上の住所埼玉県戸田市大字美女木1082番地の13
債務者　岡田　克之
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４２１号
埼玉県戸田市美女木４丁目21番地の５　ベルゾーネ稲垣103号室
債務者　中垣　順二（旧姓瀧川）
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４６６号
埼玉県川口市上青木６丁目23番１号　上青木パークハイツ102号
債務者　潮田　信行
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４７０号
さいたま市南区大字大谷口656番地１　大谷口荘３号室
債務者　冨田　鉄夫
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４９５号
さいたま市北区本郷町1077番地　ライオンズマンション大宮本郷町402号
債務者　小澤　有斐
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４９６号
さいたま市浦和区北浦和５丁目８番３号　エマーユ北浦和202
債務者　小林　敏江
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５０３号
さいたま市桜区大字白鍬758番地１　パストラルＮｏ．６―302号
債務者　武内麻里子
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５１０号
埼玉県川口市大字赤山107番地、旧住所埼玉県吉川市大字保666番地１　レーベンハイム吉川グランスクエア507
債務者　市川　達也
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５２４号
さいたま市大宮区天沼町２丁目998番地
債務者　小田原　徹
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５３０号
埼玉県桶川市南１丁目９番11号、旧住所埼玉県鴻巣市松原１丁目１番33号
債務者　神尾　守孝
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５３１号
埼玉県桶川市南１丁目９番11号、旧住所埼玉県鴻巣市松原１丁目１番33号
債務者　神尾　祐子
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係